

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、いつもの「税の豆知識」から少し離れて、平成28年12月9日に成立し、同日に公布された「民間公益活動を促進するための預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用制度）」について説明いたします。この法律は、国会で審議等されていた当時はマスコミに取り上げられていましたが、その後はマスコミを賑わすこともなく現在に至っているように思われます。休眠預金等については、少額預金として放置されている方も多いと思いますので、この法律の制定された背景や概要を説明いたします。

休眠預金活用制度とは？

預金者等が名乗りを上げないまま10年以上も入金等が確認できない休眠預金等について、預金等の性質に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進するために活用するという制度です。

休眠預金等に係る資金を活用する意義

- 1 我が国においては、預金者が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等（10年間放置された預金等）は、払戻額を差し引いても毎年700億円程度（平成26年度から28年度平均）に及んでいます。
- 2 預金等は、
(1)銀行等が、決済機能、金融仲介機能及び信用創造機能という公共的な役割を果たすための原資である。

(2)預金等の保護に当たっては、信用秩序の維持という特別の公共性の観点から、預金保険制度が整備され、これを背景として、預金等の受入が行われている、

(3)広く国民が利用する、
という性格を有しています。こうしたことから、法においては、休眠預金等を預金者に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用することとしています。

休眠預金等の活用に関する基本理念

- 1 休眠預金等を、民間公益活動の促進に活用する。
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 3 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 4 大都市その他の特定の地域に集中することのないように配慮する。
- 5 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 6 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外する。

休眠預金等活用の流れ

- 1 平成28.12.09（法律公布日）
休眠預金移管システムの準備着手
- 2 平成30.01.01（法律公布日から1年程度）
休眠対象預金公告及び個別通知の開始
- 3 平成31.01.01（法律公布日から2年程度）
平成31.01.01以降、休眠預金発生
金融機関は、休眠預金等を預金保険機構に納付

する。

→預金保険機構は、事業計画の実施に必要な金額を指定活用団体に交付する業務を行う。

4 平成31年春頃

- ・指定活用団体等の指定
- ・指定活用団体の事業計画認可

→指定活用団体は、民間公益活動促進業務の実施について責任を負い、事業計画等に基づいて資金分配団体を選定し、助成、貸付け等を行う。

5 平成31年夏頃

資金分配団体に対する助成、貸付け関係業務開始

→資金分配団体は、民間公益活動を行う団体を選定し、助成等を行う。

預金者の保護

預金者であった者は、いつでも、預金保険機構(委託を受けた金融機関)に対し、申し出に基づき休眠預金等代替金(元本+利子相当額)の支払請求を行うことができます。

休眠預金等活用法Q & A

- Q 1 休眠預金等とは、どのような預金ですか？
- A 休眠預金等とは、10年以上、入出金等のお取引がない預金等をいいます。
- Q 2 休眠預金等になると、どうなりますか？
- A 所定の機関に移管され、民間公益活動に活用されます。
- Q 3 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか？
- A ありません。
- Q 4 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか？
- A 取引のあった金融機関にお問い合わせください。なお、休眠預金等は、平成31年1月1日以降に発生することとなります。
- Q 5 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか？
- A 取引などの異動が最後にあってから9年以上が経ち、移管の対象となりうる預金等がある場合には、お預けの金融機関により公告が行われます。また、1万円以上の残高については通知が郵送されます(1万円未満はありません)。



「花祭り」(別名「灌仏会」)

花祭りは、仏教の開祖であるお釈迦様の誕生日にそのお祝いをする行事のことです。お釈迦様は、紀元前7世紀～紀元前5世紀頃、インド北部にあるルンビニ園で生まれました。生まれてすぐに立ち上がり7歩歩き、右手で天を指し、左手で地を指して「天上天下唯我独尊」と言葉を発したという伝説があります。「どんな人も尊い目的を果たすために人間に生まれてきており、全ての人は平等である」という意味です。今年(2019年)は4月8日(月)です。

3月の税務と労務

- ・国税／平成30年分所得税の確定申告
2月18日～3月15日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請
3月15日
- ・国税／贈与税の申告
2月1日～3月15日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付
3月11日
- ・国税／個人事業者の30年分消費税の確定申告
4月1日
- ・国税／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
4月1日
- ・国税／7月決算法人の中間申告
4月1日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
4月1日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日

4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
5月7日
- ・国税／8月決算法人の中間申告
5月7日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
5月7日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月16日
- ・地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税／軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日